

改正後	改正前
<p>第 1 この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者（以下「特定事業者」という。）が実効性ある地球温暖化の対策を進めていくに当たり、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大その他の方法による温室効果ガス排出の量の抑制に係る措置及び目標等に関するエネルギー環境計画書（以下「計画書」という。）及びエネルギー状況報告書（以下「報告書」という。）を作成するための方法等について定めることを目的とする。</p> <p>第 2 （現行のとおり）</p> <p>第 3 温室効果ガスの排出の量等の算定</p> <p>1 温室効果ガスの排出の量等の把握</p> <p>特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。</p> <p>（1）都内に供給した電気の発電に伴い排出される二酸化炭素の排出の量（以下「未調整CO₂排出量」という。）。この場合において、未調整CO₂排出量には、自己が所有する発電所における発電に伴うCO₂排出量（二酸化炭素の排出の量をいう。以下同じ。）に限らず、自己が所有する発電所以外の発電所において発電された電気で、自己が調達し、都内へ供給したものに係るCO₂排出量を含めるものとし、回収し、又は適正に処理された二酸化炭素の量は含めないものとする。</p> <p>（2）1キロワット時当たりの電気の発電に伴い排出されるCO₂排出量（以下「未調整排出係数」という。）</p> <p>（3）都内への電気の供給（2（3）及び（5）を除き、以下単に「電気の供給」という。）に伴い排出される温室効果ガスの量として、未調整CO₂排出量に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量、固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量、(16) ア（ただし、再生可能エネルギー電気に係るものに限る。）及びウを考慮したCO₂排出量（以下「基礎CO₂排出量」という。）</p>	<p>第 1 この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者（以下「特定事業者」という。）が実効性ある地球温暖化の対策を進めていくに当たり、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大その他の方法による温室効果ガス排出の量の抑制に係る措置及び目標等に関するエネルギー環境計画書（以下「計画書」という。）及びエネルギー状況報告書（以下「報告書」という。）を作成するための方法等について定めることを目的とする。</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 温室効果ガスの排出の量等の算定</p> <p>1 温室効果ガスの排出の量等の把握</p> <p>特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。</p> <p>（1）都内への電気の供給（2（3）を除き、以下単に「電気の供給」という。）に伴い排出される温室効果ガスの量として、二酸化炭素の排出の量（以下「CO₂排出量」という。）。この場合において、CO₂排出量には、自己が所有する発電所における発電に伴うCO₂排出量に限らず、自己が所有する発電所以外の発電所において発電された電気で、自己が調達し、都内へ供給したものに係るCO₂排出量を含めるものとし、回収し、又は適正に処理された二酸化炭素の量は含めないものとする。</p> <p>（2）1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出されるCO₂排出量（以下「CO₂排出係数」という。）</p> <p>（新設）</p>

(4) 1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出される基礎CO₂排出量 (以下「基礎排出係数」という。)

(5) 未調整CO₂排出量に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量、固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量及び(16)に規定する環境価値量を考慮したCO₂排出量 (以下「調整後CO₂排出量」という。)

(6) 1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出される調整後CO₂排出量 (以下「調整後排出係数」という。)

(7) 電気の供給の量 (送配電損失及び変電所所内電力を控除した量とする。以下同じ。)のうちCO₂排出係数(1キロワット時当たりの電気の発電及び供給に伴い排出されるCO₂排出量をいう。以下同じ。)を算定するに当たり算定の基となる情報を把握したものの割合 (以下「把握率」という。)

(8) 電気の供給の量のうち、再エネ証書 ((16)ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電気 (バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。)に係るものをいう。以下同じ。)を取得したものに相当する量 (ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。)及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量 (以下「再生可能エネルギー利用量」という。)の割合 (以下「再生可能エネルギー利用率」という。)

(9) (現行のとおり)

(10) (現行のとおり)

(11) (現行のとおり)

(12) 電気の供給条件 (以下「メニュー」という。)ごとの基礎排出係数 (以下「メニュー別基礎排出係数」という。)及び調整後排出係数 (以下「メニュー別調整後排出係数」という。)

(13) (現行のとおり)

(14) (現行のとおり)

(15) (現行のとおり)

(16) 電気の供給に係る環境価値量 (以下「環境価値量」とい

(新設)

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量及び(13)に規定する環境価値量を考慮したCO₂排出量 (以下「調整後CO₂排出量」という。)を用いて算定したCO₂排出係数 (以下「調整後CO₂排出係数」という。)

(新設)

(4) 電気の供給の量 (送配電損失及び変電所所内電力を控除した量とする。以下同じ。)のうちCO₂排出係数を算定するに当たり算定の基となる情報を把握したものの割合 (以下「把握率」という。)

(5) 電気の供給の量のうち、再エネ証書 ((13)ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電気 (バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。)に係るものをいう。以下同じ。)を取得したものに相当する量 (ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。)及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量 (以下「再生可能エネルギー利用量」という。)の割合 (以下「再生可能エネルギー利用率」という。)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 電気の供給条件 (以下「メニュー」という。)ごとの調整後CO₂排出係数 (以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 電気の供給に係る環境価値量 (以下「環境価値量」とい

う。)

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2第1項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の基礎CO₂排出量及び調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められている次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量

イ 海外認証排出削減量

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

2 CO₂排出量等の算定方法

(1) 未調整CO₂排出量の算定方法

特定事業者の電気の供給に係る未調整CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X=A+B+C$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

(X 電気の供給に係る未調整CO₂排出量 (単位 千トン)

A 一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する者をいう。以下同じ。）又は日本卸電力取引所（以下「一般送配電事業者等」という。）から調達した電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

B 自己及び子会社が所有する発電所並びに発電に係る情報を取得できる親会社、関連会社及びその他の関係会社である会社（その範囲は、知事と協議の上、定める。）が所有する発電所（以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

C A又はB以外の電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千ト

う。)

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2第1項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの調整後CO₂排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められている次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量

イ 海外認証排出削減量

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

2 CO₂排出量等の算定方法

(1) CO₂排出量の算定方法

特定事業者の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X=A+B+C$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

(X 電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

A 一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する者をいう。以下同じ。）又は日本卸電力取引所（以下「一般送配電事業者等」という。）から調達した電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

B 自己及び子会社が所有する発電所並びに発電に係る情報を取得できる親会社、関連会社及びその他の関係会社である会社（その範囲は、知事と協議の上、定める。）が所有する発電所（以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

C A又はB以外の電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千ト

ン))

A、B及びCは、それぞれア、イ及びウに掲げる方法により算定されるものとする。

ア 一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量は、当該調達した電気の量に、当該一般送配電事業者等に係る未調整排出係数を乗じて求めるものとする。ただし、当該未調整排出係数の値が不明な場合はウに掲げる方法により算定する。

なお、都内を管轄する一般送配電事業者の未調整排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

また、日本卸電力取引所に係る未調整排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

イ 自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量

自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$B=D1E1F1+D2E2F2+D3E3F3+\dots\dots\dots+G+H+I$$

この式において、D、E、F、G、H及びIは、次の値を表すものとする。

(D 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「省令」という。）別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するため使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位）

E 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール）

F 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数（単位 トン/ギガジュール）

G 再生可能エネルギーによる発電及び原子力発電に係るCO₂排出量であり、当該CO₂排出量は0とする。

H 次の式によって算定されるコージェネレーション発電によ

ン))

A、B及びCは、それぞれア、イ及びウに掲げる方法により算定されるものとする。

ア 一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量は、当該調達した電気の量に、当該一般送配電事業者等に係るCO₂排出係数（全電源平均）を乗じて求めるものとする。ただし、当該CO₂排出係数（全電源平均）の値が不明な場合はウに掲げる方法により算定する。

なお、都内を管轄する一般送配電事業者のCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。また、日本卸電力取引所に係るCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

イ 自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量

自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$B=D1E1F1+D2E2F2+D3E3F3+\dots\dots\dots+G+H+I$$

この式において、D、E、F、G、H及びIは、次の値を表すものとする。

(D 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「省令」という。）別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するため使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位）

E 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール）

F 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数（単位 トン/ギガジュール）

G 再生可能エネルギーによる発電及び原子力発電に係るCO₂排出量であり、当該CO₂排出量は0とする。

H 次の式によって算定されるコージェネレーション発電によるCO₂排出量（単位 千トン）

るCO₂排出量(単位 千トン)

この式において、J、K、L、M及びNは、次の値を表すものとする。

J 省令別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するために使用したものの量(単位 同表の第3欄に掲げる単位)

K 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量(単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール)

L 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数(単位 トン/ギガジュール)

M 次の式によって算定される電気量(単位 メガジュール)

$M = \text{発電した電気量(単位 キロワット時)} \times 3.6$ (単位 メガジュール/キロワット時)

N 次の式によって算定される有効利用した熱量の価値(単位 メガジュール)

$N = \text{有効利用した熱量(単位 メガジュール)} \times (1/2.17)$

I 未利用エネルギー等(これまで利用されていなかったエネルギー又は副生ガスとして別表に掲げるエネルギーをいう。以下同じ。)を利用した発電によるCO₂排出量(単位 千トン)であり、生産工程におけるエネルギーフローを示す資料、未利用エネルギー等を利用した発電システム等の資料を提示した上で、知事と協議し、算定方法を決定する。)

ウ ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量

ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、イに掲げる方法と同様とする。ただし、当該方法によるCO₂排出量の算定の基となる情報の一部又は全部が把握できないと知事が認める場合においては、当該電気の供給の量に、省令第2条第5項第3号に規定する係数を乗じて求めるものとする。

(2) 未調整排出係数の算定方法

未調整排出係数は、(1)の方法により算定した未調整CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

この式において、J、K、L、M及びNは、次の値を表すものとする。

J 省令別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するために使用したものの量(単位 同表の第3欄に掲げる単位)

K 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量(単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール)

L 別表第3に掲げる燃料の種類ごとに定める排出係数(単位 同表の排出係数の単位の欄に掲げる単位)

M 次の式によって算定される電気量(単位 メガジュール)

$M = \text{発電した電気量(単位 キロワット時)} \times 3.6$ (単位 メガジュール/キロワット時)

N 次の式によって算定される有効利用した熱量の価値(単位 メガジュール)

$N = \text{有効利用した熱量(単位 メガジュール)} \times (1/2.17)$

I 未利用エネルギー等(これまで利用されていなかったエネルギー又は副生ガスとして別表に掲げるエネルギーをいう。以下同じ。)を利用した発電によるCO₂排出量(単位 千トン)であり、生産工程におけるエネルギーフローを示す資料、未利用エネルギー等を利用した発電システム等の資料を提示した上で、知事と協議し、算定方法を決定する。)

ウ ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量

ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、イに掲げる方法と同様とする。ただし、当該方法によるCO₂排出量の算定の基となる情報の一部又は全部が把握できないと知事が認める場合においては、当該電気の供給の量に、省令第2条第5項第3号に規定する係数を乗じて求めるものとする。

(2) CO₂排出係数の算定方法

全電源のCO₂排出係数は、(1)の方法により算定したCO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(3) 基礎CO₂排出量の算定方法

基礎CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B + C - D) \times E$$

この式において、X、A、B、C、D及びEは、次の値を表すものとする。

(X 基礎CO₂排出量 (単位 千トン)

A (1)の方法により算定したCO₂排出量 (単位 千トン)

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。)の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量 (単位 千トン)

C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する

火力発電のCO₂排出係数の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = \frac{A - B - C}{D - E - F}$$

この式において、X、A、B、C、D、E及びFは次の値を表すものとする。

X 火力発電のCO₂排出係数

A 省令別表第1に掲げる燃料を燃焼して発電された電気の供給に係るCO₂排出量

B 一般送配電事業者から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

C CO₂排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給に係るCO₂排出量

D 省令別表第1に掲げる燃料を燃焼して発電された電気の供給の量

E 一般送配電事業者から調達した電気の供給の量

F CO₂排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量

D、E及びFにおいて、電気の供給の量は、送配電損失及び変電所所内電力を控除しない量とする。

(新設)

全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量

D 1 (16) ア国内認証排出削減量（ただし、再生可能エネルギー電気に係るものに限る。）及びウ非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値)

Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量等を把握する方法として示されている基礎CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

(4) 基礎排出係数の算定方法

基礎排出係数は、(3)の方法により算定した基礎CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(5) 調整後CO₂排出量の算定方法

調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B + C - D) \times E$$

この式において、X、A、B、C、D及びEは、次の値を表すものとする。

(X 調整後のCO₂排出量 (単位 千トン)

A (1)の方法により算定した未調整CO₂排出量 (単位千トン)

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。)の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量 (単位千トン)

C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量

D 1 (16)の環境価値量の算定に用いることができるものの量

E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値)

Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整

(新設)

(3) 調整後CO₂排出量の算定方法

調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B + C - D) \times E$$

この式において、X、A、B、C、D及びEは、次の値を表すものとする。

(X 調整後のCO₂排出量 (単位 千トン)

A (1)の方法により算定したCO₂排出量 (単位千トン)

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。)の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量 (単位千トン)

C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量

D 1 (13)の環境価値量の算定に用いることができるものの量

E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値)

Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整

無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

(6) 調整後排出係数の算定方法

調整後排出係数は、(5)の方法により算定した調整後CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(7) (現行のとおり)

(8) (現行のとおり)

(9) (現行のとおり)

(10) (現行のとおり)

(11) (現行のとおり)

(12) メニュー別基礎排出係数の算定方法

メニュー別基礎排出係数は、メニューごとの基礎CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(13) メニュー別調整後排出係数の算定方法

メニュー別調整後排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(14) (現行のとおり)

(15) (現行のとおり)

(16) (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

第4 (現行のとおり)

第5 エネルギー環境計画書の作成

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 地球温暖化の対策の推進体制

特定事業者は、電気の供給に係る再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するに当たり、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備するよう努め、整備した場合にあっては、その概要を示すものとする。

(1) から (3) まで (現行のとおり)

(4) CO₂排出係数を低減させるための対策の推進

無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

(4) 調整後CO₂排出係数の算定方法

調整後CO₂排出係数は、(3)の方法により算定した調整後CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(新設)

(10) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法

メニュー別調整後CO₂排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

3 (略)

第4 (略)

第5 エネルギー環境計画書の作成

1 (略)

2 (略)

3 地球温暖化の対策の推進体制

特定事業者は、電気の供給に係る再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するに当たり、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備するよう努め、整備した場合にあっては、その概要を示すものとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) CO₂排出係数を低減させるための対策の推進

<p>(5) (現行のとおり)</p> <p>4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標</p> <p>特定事業者は、CO₂排出係数の低減について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。</p> <p>なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。</p> <p>また、CO₂排出係数の低減目標達成に向けた具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。</p> <p>(1) 提出年度の<u>基礎排出係数</u></p> <p>計画書を提出する年度(以下「提出年度」という。)における<u>基礎排出係数</u></p> <p>(2) 次年度の<u>基礎排出係数</u></p> <p>中期的な目標として、次年度における<u>基礎排出係数</u></p> <p>(3) 長期的目標年度の<u>基礎排出係数</u></p> <p>長期的な目標として、2030年度における<u>基礎排出係数</u></p> <p>5 (現行のとおり)</p> <p>6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</p> <p>特定事業者は、提出年度に供給する電気に関し、次に掲げる事項を示すものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (現行のとおり)</p> <p>(4) 供給する電気の属性</p> <p>供給する電気に係る発電所ごとの次に掲げる事項</p> <p>アからカまで (現行のとおり)</p> <p>キ <u>運転開始年月</u></p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>8 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</p> <p>特定事業者は、提出年度に提供するメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を示すものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) <u>基礎排出係数</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標</p> <p>特定事業者は、CO₂排出係数の低減について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。</p> <p>なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。</p> <p>また、CO₂排出係数の低減目標達成に向けた具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。</p> <p>(1) 提出年度の<u>CO₂排出係数</u></p> <p>計画書を提出する年度(以下「提出年度」という。)における<u>CO₂排出係数</u></p> <p>(2) 次年度の<u>CO₂排出係数</u></p> <p>中期的な目標として、次年度における<u>CO₂排出係数</u></p> <p>(3) 長期的目標年度の<u>CO₂排出係数</u></p> <p>長期的な目標として、2030年度における<u>CO₂排出係数</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</p> <p>特定事業者は、提出年度に供給する電気に関し、次に掲げる事項を示すものとする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 供給する電気の属性</p> <p>供給する電気に係る発電所ごとの次に掲げる事項</p> <p>アからカまで (略)</p> <p>キ <u>運転開始日</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</p> <p>特定事業者は、提出年度に提供するメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を示すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

<p>(3) 調整後排出係数</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) 電力需要家との電力供給契約における (2) から (9) までの各項目に関する確約の有無</p> <p>9 その他地球温暖化の対策に関する事項</p> <p>(1) から (3) まで (現行のとおり)</p> <p>(4) その他の地球温暖化対策に係る措置</p> <p>特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、フロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化等の措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。</p> <p>10 から 12 まで (現行のとおり)</p> <p>第6 エネルギー状況報告書の作成</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量</p> <p>特定事業者は、報告書を提出する年度の前年度の電気の供給に伴い排出された温室効果ガスの量を算定し、報告するものとする。</p> <p>なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の電気の供給に伴い排出された温室効果ガスの量を転記するものとする。</p> <p>3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量及びその抑制に係る措置の進捗状況</p> <p>特定事業者は、CO₂排出量の抑制に係る措置の結果として、未</p>	<p>(2) 調整後CO₂排出係数</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 電力需要家との電力供給契約における (2) から (8) までの各項目に関する確約の有無</p> <p>9 その他地球温暖化の対策に関する事項</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) その他の地球温暖化対策に係る措置</p> <p>特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、フロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化並びに<u>京都メカニズム (気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 (平成 17 年条約第 1 号) 第 6 条、第 12 条及び第 17 条に規定する措置をいう。以下同じ。)</u>の活用による温室効果ガス削減量の確保等の措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。</p> <p>10 から 12 まで (略)</p> <p>第6 エネルギー状況報告書の作成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量</p> <p>特定事業者は、報告書を提出する年度の前年度の電気の供給に伴い排出された温室効果ガスの量を算定し、報告するものとする。</p> <p>なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の電気の供給に伴い排出された温室効果ガスの量を転記するものとする。</p> <p>3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量及びその抑制に係る措置の進捗状況</p> <p>特定事業者は、CO₂排出量の抑制に係る措置の結果として、全</p>
--	--

調整排出係数及び把握率、基礎排出係数並びに調整後排出係数を算定し、報告するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数を転記するものとする。

また、計画書に記載したCO₂排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果について示すものとする。

4から6まで (現行のとおり)

7 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、前年度に提供したメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) (現行のとおり)

(2) 基礎排出係数

(3) 調整後排出係数

(4) (現行のとおり)

(5) (現行のとおり)

(6) (現行のとおり)

(7) (現行のとおり)

(8) (現行のとおり)

(9) (現行のとおり)

(10) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(9)までの各項目に関する確約の有無

8 その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況

(1) から(3)まで (現行のとおり)

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況

特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、計画書に記載したフロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化等の措置等について、前年度の取組実績を報告するものとする。

9 (現行のとおり)

10 添付書類

電源のCO₂排出係数及び把握率、火力発電のCO₂排出係数並びに調整後CO₂排出係数を算定し、報告するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の全電源のCO₂排出係数、火力発電のCO₂排出係数及び調整後CO₂排出係数を転記するものとする。

また、計画書に記載したCO₂排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果について示すものとする。

4から6まで (略)

7 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、前年度に提供したメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 調整後CO₂排出係数

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(8)までの各項目に関する確約の有無

8 その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況

(1) から(3)まで (略)

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況

特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、計画書に記載したフロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化、京都メカニズムの活用による温室効果ガス削減量の確保等の措置等について、前年度の取組実績を報告するものとする。

9 (略)

10 添付書類

特定事業者は、報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 電気の供給に伴い排出された未調整CO₂排出量の算定方法に係る資料

電気の供給に伴い排出された未調整CO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(2) 電気の供給に係る発電所の状況を示す資料

電気の供給に係る発電所について、その名称、発電種別、再生可能エネルギーによる発電量等を示す資料

(3) 電気の供給に伴い排出された基礎CO₂排出量及び調整後CO₂排出量の算定に係る資料

電気の供給に伴い排出された基礎CO₂排出量及び調整後CO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(4) メニュー別基礎排出係数及びメニュー別調整後排出係数等の算定に係る資料

メニュー別基礎排出係数及びメニュー別調整後排出係数等の算定の根拠となる資料

(5) (現行のとおり)

別表 (現行のとおり)

特定事業者は、報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定方法に係る資料

電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(2) 電気の供給に係る発電所の状況を示す資料

電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量、再生可能エネルギーによる発電量、熱効率の実績等を示す資料

(3) 電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定に係る資料

電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(4) メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定に係る資料

メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定の根拠となる資料

(5) (略)

別表 (略)

第1号様式 その1

第1号様式 その1

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	事業者名	
	代表者役職	
	代表者名	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	事業者のHPアドレス

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	
	連絡先	
公表の 担当部署	名称	
	連絡先	

第1号様式 その1

第1号様式 その1

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	事業者名	代表者役職	代表者名
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)			

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		ファクシミリ番号
		電子メールアドレス
公表の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		ファクシミリ番号
		電子メールアドレス

第1号様式 その2

第1号様式 その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間	～	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所: 所在地:
		閲覧可能時間:
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:
	<input type="checkbox"/> その他	入手方法:

2 地球温暖化の対策の取組方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(基礎排出係数)

(単位 kg-CO₂/kWh)

項目	当年度のCO ₂ 排出係数	次年度のCO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

(具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方)

第1号様式 その2

第1号様式 その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間	～	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所: 所在地:
		閲覧可能時間:
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:
	<input type="checkbox"/> その他	入手方法:

2 地球温暖化の対策の取組方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(全電源のCO₂排出係数)

(単位 kg-CO₂/kWh)

項目	当年度CO ₂ 排出係数	次年度CO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

(具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方)

第1号様式 その3

第1号様式 その3

(3) 供給する電気の属性

	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種別 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始 年月
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

第1号様式 その3

第1号様式 その3

(3) 供給する電気の属性

	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの 種別 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

第1号様式 その4

第1号様式 その4

7 メニューの多様化に係る措置

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	当年度計画における都内供給									
	電源構成					供給する電気の属性				
	(FIT又はFIPの認定の有無)					利用率	その3(計画書)発電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
特別 高圧	高圧	低圧 (電力)	低圧 (電灯)	その他						
メニューA										
商品名等										
	契約時の 確約									
	基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)									
	調整後排出係数(kg-CO ₂ /kWh)									
	再生可能エネルギー 利用率									
	再エネ証書かつ 再エネ電源利用率									
	新設再生可能 エネルギー利用率									
メニューB										
商品名等										
	契約時の 確約									
	基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)									
	調整後排出係数(kg-CO ₂ /kWh)									
	再生可能エネルギー 利用率									
	再エネ証書かつ 再エネ電源利用率									
	新設再生可能 エネルギー利用率									

(多様な再エネ電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)

第1号様式 その4

第1号様式 その4

7 メニューの多様化に係る措置

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	当年度計画における都内供給									
	電源構成					供給する電気の属性				
	(FIT又はFIPの認定の有無)					利用率	その3(計画書)発電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
特別 高圧	高圧	低圧 (電力)	低圧 (電灯)	その他						
メニューA										
商品名等										
	契約時の 確約									
	調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)									
	再生可能エネルギー 利用率									
	再エネ証書かつ 再エネ電源利用率									
	新設再生可能 エネルギー利用率									
メニューB										
商品名等										
	契約時の 確約									
	調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)									
	再生可能エネルギー 利用率									
	再エネ証書かつ 再エネ電源利用率									
	新設再生可能 エネルギー利用率									

(多様な再エネ電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)

第2号様式 その1

第2号様式 その1

エネルギー状況報告書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	事業者名	
	代表者役職	
	代表者名	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)		

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	事業者のHPアドレス

(3) 担当部署

報告書の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		電子メールアドレス
公表の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		電子メールアドレス

第2号様式 その1

第2号様式 その1

エネルギー状況報告書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	事業者名		代表者名
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)			

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

報告書の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		ファクシミリ番号
公表の 担当部署	名称	
	連絡先	電話番号
		ファクシミリ番号

第2号様式 その2

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間		～	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
		所在地:	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:	
	入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他			

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
(単位 千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
未調整CO ₂ 排出量		
基礎CO ₂ 排出量		
調整後CO ₂ 排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況
(単位 kg-CO₂/kWh) (単位 %)

項目	前々年度	前年度	把握率
未調整排出係数			
基礎排出係数			
調整後排出係数			

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

4 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況
再生可能エネルギー利用量及び利用率

項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー (FIT電気)				

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

第2号様式 その2

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間		～	
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
		所在地:	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:	
	入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他			

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
(単位 千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況
(単位 kg-CO₂/kWh) (単位 %)

項目	前々年度	前年度	把握率
全電源のCO ₂ 排出係数			
(火力発電のCO ₂ 排出係数)			
調整後CO ₂ 排出係数			

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

4 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況
再生可能エネルギー利用量及び利用率

項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー (FIT電気)				

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

第2号様式 その3

第2号様式 その3

(3) 供給した電気の属性

	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種別 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス 発電の 燃料種	発電規模 (kW)	運転開始 年月
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

第2号様式 その3

第2号様式 その3

(3) 供給した電気の属性

	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種別 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス 発電の燃料 種	発電規模 (kW)	運転開始日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

第2号様式 その4

第2号様式 その4

6 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	前年度実績における都内供給				
	電源構成 (FIT又はFIPの認定の有無)	供給した電気の属性			
		利用率	その3(報告書)発電所番号	発電所の名称	発電所の位置
メニューA	特別高圧 高圧 低圧(電力) 低圧(電圧)				
商品名等					
		契約時の 備考			
	基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	調整後排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	再生可能エネルギー利用率				
	再エネ証書かつ再エネ電源利用率				
	新設再生可能エネルギー利用率				
メニューB	特別高圧 高圧 低圧(電力) 低圧(電圧)				
商品名等					
		契約時の 備考			
	基礎排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	調整後排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	再生可能エネルギー利用率				
	再エネ証書かつ再エネ電源利用率				
	新設再生可能エネルギー利用率				

(多様な再エネ電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)

第2号様式 その4

第2号様式 その4

6 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等
メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

メニュー	前年度実績における都内供給				
	電源構成 (FIT又はFIPの認定の有無)	供給した電気の属性			
		利用率	その3(報告書)発電所番号	発電所の名称	発電所の位置
メニューA					
商品名等					
		契約時の 備考			
	調整後CO ₂ 排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	再生可能エネルギー利用率				
	再エネ証書かつ再エネ電源利用率				
	新設再生可能エネルギー利用率				
メニューB					
商品名等					
		契約時の 備考			
	調整後CO ₂ 排出係数(kg-CO ₂ /kWh)				
	再生可能エネルギー利用率				
	再エネ証書かつ再エネ電源利用率				
	新設再生可能エネルギー利用率				

(多様な再エネ電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)